

## 活気、充実、前進、第20回通常総会終わる

### 定款・規則改正成立／濃〜い『差押え』出版記念シンポ

センター第20回通常総会は8月20日午後1時から、御茶ノ水全労連会館に51名（ほか委任状19名）の会員・（旧）賛助会員で開催されました。総会は故・吉本貢会員、兒玉清一会員に対して黙とうを捧げ、永沢理事長の挨拶で開会。

**● 先輩の意を継いでさらなる発展を決意**

理事長は「昨年から今年にかけて、センター設立・運営に大きな力を発揮された坂内直治、吉本貢両先生が永眠されたのは残念でならない。後を引き継いでセンターを発展させる決意」を述べました。

さらに、「改正国税通則法で納税者の権利・利益をどう守るかという視点で通則法パンフ4000部、約50回近い全国各地での講演活動などで社会的な影響を与えてきた」と納税者権利憲章制定に向けた運動の必要性を述べました。

また、滞納処分対処法『差押え』の4000部近い頒布についても「滞納処分のありかたを問う画期的な本。大きな評価を得ている」と紹介しました。

**● 税制・税務行政の民主化に力の発揮を**

税をめぐる情勢では「法人税減税、消費税増税、



庶民増税の方向に舵が切られた。一貫して消費税増税に反対してきたセンターの研究活動を強化して税制、税務行政の民主化に力を発揮していこう」と締めくくりました。（右・永沢理事長）



総会はこの後議事日程に従い、事業活動報告、会計報告、活動方針、予算案を提案し満場一致で採択されました。

## 新役員紹介

監 事	理 専 務 理 事	副 理 事 長
木 金 渡 吉 梁 八 福 平 野 内 須 鈴 佐 坂 近 工 熊 加 岡 大 石 浅 青 青 石 本 武 角 小 飯 永 内 井 辺 田 木 代 田 野 坂 藤 藤 木 木 村 藤 藤 澤 瀬 田 野 山 井 井 木 木 塚 川 田 谷 小 田 川 島 沢 清 桂 久 三 悦 正 誠 陽 時 武 勝 清 通 俊 裕 優 健 輝 幹 國 啓 豊 健 隆 吉 子 夫 郎 司 雄 元 史 弘 子 昂 輝 春 美 秋 夫 豊 明 寛 正 二 子 男 光 雄 雄 等 一 作 夫 晃		

# 全員が「会員」に

(賛助会員制廃止)

## 定款改正で開かれた新しいセンターへ!

本総会の重要議題であったセンター定款、運営規則の改定については提案どおり満場一致で採択されました。

改正点の主要な部分は次のとおりです。

1. 「賛助会員」制を廃止し入会金1万円で全て「会員」となり、全ての権利は平等に。

⇒ 総会時点で「正会員」「賛助会員」の人は全てそのまま「会員」に

2. 「出資金」制を廃止

これまで、「正会員」になるために必要だった「出資金」を廃止しました。

⇒ 総会時点で積み立てられている出資金は、従来どおり退会時に返還することとしました。皆様のご理解をよろしくお願いします。

3. 東京合同事務所との関係をすっきりしました。センターの事務所となっている東京合同事務

所との関係は、センターの会員が組織する当該事務所との事務所貸与関係にとどめ、同事務所の自主運営としました。

これにより、センターへの参加はセンターの目的に賛同し、入会金を1万円支払うことで誰でも参加できることとなります。会員を幅広く求め新しい活動を構築していくこととなります。

総会はこの後、新役員を満場一致で確認し終了しました。

この日、来賓で東京税経新人会会長・平石共子氏が挨拶され、全国税労働組合、全国建設労働組合総連合からはメッセージが寄せられました。

総会はこの後『差押え』出版記念シンポジウム、レセプションとすすみ、レセプションにはシンポジウムに参加された会員以外の参加者も含め50名が参加し活気溢れるものとなりました。



## 「滞納問題」で命まで・・・

### 強権的な差押えの実態なまなましく

東京税財政研究センター総会に続いて、センター主催で「8・20『差押え』出版記念シンポジウム」が開催されました。

シンポジウムは、角谷啓一副理事長の基調報告につづき、①非常識な行政（滞納差押え）を得意顔で市のホームページに公表、②滞納整理の流れと納税緩和の活用チャート、③滞納整理に関する主な条文、④徴収法執行に当たっては「慎重さ」を求めた我妻序文（故我妻栄氏は、現行徴収法制定に当たったの最高責任者）、⑤平成25年3月29日鳥取地裁判決の内容と解説（預金口座に振り込まれた児童手当の差押えを「違法な処分」と断罪）が報告されました。

『差押え』  
出版記念  
シンポジウム

引き続き、①納税者側（夫が違法な滞納処分の犠牲に）、②国税徴収職員、③地方税徴収職員、④代理人の立場（違法な滞納処分と闘っている税理士）、⑤運動の立場（全商連税対部）の方の、生々しい現場からの報告がありました。

シンポジウムには毎日新聞、時事通信社、NHKなどの報道機関も取材に訪れました。

翌日毎日新聞に報道された同シンポジウムの記事を全文紹介します。

『納税に苦しむ人々に光を当てながら税金徴収のあり方を考えるシンポジウムが20日、文京区湯島の全労連会館で開かれた。全国税OBを中心に首都圏在住の税理士らでつくる（次頁へ）



(前頁から)「東京税財政研究センター」による「差押え～実践滞納処分の対処法」の出版を記念したもの。滞納処分の犠牲になって夫を亡くした女性や国税と地方税の徴収職員らが出席し、滞納問題にどう対処すべきかを話し合った。

『差押え』は昨秋に出版され、販売部数は4000部を超えた。徴収する側とされる側双方の視点に立ち、納税者の権利にまで踏み込んだ「手引書」ともいえる内容。基調報告をした角谷啓一税理士(71)は「自殺や餓死まで起きていることに警鐘を鳴らしたかった」と話した。(写真上)

シンポジウムでは、千葉県内の女性(59)が滞納問題の末に命を絶った夫の遺書を読み上げ、納税に苦しむ実態を報告。病気や事業の失敗など滞納原因は千差万別な中、地方税の徴収職員は「強制徴収だけが滞納整理ではない」と話し、所得を底上げする経済復興の必要性を訴えました。

シンポジウムの会場では、中村芳昭(青山学院大学教授)氏から「徴収法は法の支配が弱く、徴収職員の裁量に委ねられている点が強。徴収職員が執行段階で法の支配を理解せず、裁量(権力)のみを優先して執行する問題がある」と発言(写真・右上)し、参加者からも「税金は翌年課税される。経済環境は年々変化する」「税金を払いたくないのではない。払えないのだ」「滞納問題で苦しんでいても相談できる相手(税理士)がいない」「報告された女性も事前に相談できる税理士がいたら、夫を亡くさなくてもすんだのでは」・・・等々発言がありました。

今こそ税理士の力量が試される時です。



センター恒例の公開講座の日程が決まりました。今年は一月から税務調査が「改正国税通則法」によって実施されています。税務署側、納税者側さまざまな対応の実態が聞こえています。納税者の権利・利益を護る立場に立って、どう使っていくかが問われています。

## 第四九回 公開講座 お知らせ

記

日時・二〇一三年一〇月四日(金) 一時～  
会場・全労連会館(JR・地下鉄/御茶ノ水駅)  
テーマ・改正通則法施行後の実地調査の問題点と対応策  
・実地調査に代わる「新たな手法」(国税庁)とは?  
参加費・センター会員・関係者 三、〇〇〇円  
その他 五、〇〇〇円  
お申し込みはセンター 03-33360-3871へ

## 調査最盛期に 改正通則法施行後の 税務行政を睨んで

第49回公開講座は上記の企画で開催されます。改正通則法施行後の実地調査、事前連絡一つをとっても税務署側、納税者、代理人さまざまな問題の情報が寄せられています。その具体例を分析、代理人としての対応策等を研究します。また、調査の過程で必ず直面する「推認事案」とは?この問題とそれへの対応如何では納税者の権利・利益を守れるか否かがおおきくわかれれます。さらに、反面調査や事前照会など分析を試みます。

同法の施行で実地調査件数が大幅にダウンし、接触率が低下することを懸念した国税庁は、実地調査に代わる「新たな手法」で接触率を維持するとしています。行政指導に名を借りた怪しげなお尋ねなど、調査と行政指導の明快な分析が必要です。ご期待ください。

## 調査と 行政指導の接点

突然、税務署から  
大量に送られた  
「お尋ね」  
その意味は……

5月連休が過ぎた頃から突然に税務署からの「お尋ね文書」が届き始めた。それも大量に、である。驚いたのは、回答がない場合は調査がありうる旨の“脅し文句”とも取れる文言が欄外に記されていたことである。さすがにこれは全商連などの申し入れ行動が奏功して、6月中旬国税庁はこの挿入句を削除した。

問題は、この「お尋ね文書」とは何か、である。その書面には、行政指導である旨も記載されている。しかし、「これは調査ではないのか」という疑問が湧く。「行政指導」とは何か。これは、法的根拠のない行政機関の行為（「事実行為」と呼ばれる）であって、単なるお願いである以上、納税者を強制できない（行政手続法2条4項6号）。

従来、強制調査（査察や搜索など）に対して任意調査が区分され、任意調査を「間接強制を伴う任意調査」と「純粋な任意調査」に区分する方法がとられてきた。この「純粋な任意調査」に「お尋ね」などの書面や電話による照会が分類され説明されてきたのであるが、現在、この分類方法が変更を余儀なくされているのである。

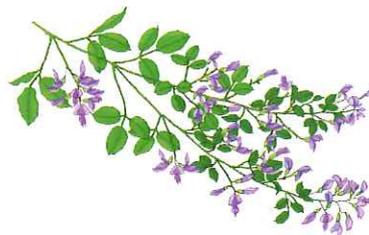
理由は、2011年11月30日の国税通則法の改正である。この改正で、不明確だった質問検査権に関する法規定を変更し、調査手続を明確化させることとなったからである。というのは、例えば、この改正で税務調査は原則事前通知しなければならないこととされたが、事前通知が義務付けられる調査は「実地調査」である（通則法74条の9）。他方、調査の終了手続で、「調査結果の内容説明」や教示文の「交付」が義務付けられたのは、実地調査を含む「調査」の場合である（通則法74条の11）。そうすると、「調査」に該当しない税務職員

の行為には、これら国税通則法の規定が適用されないこととなるので、「調査」に該当する行為を特定する必要が出てきたのである。そこで、「申告書の自発的な見直しを要請する行為」などは調査に該当しないものとした（調査通達1-2、3-3）。これが「行政指導」である。

したがって、納税者の自発的な見直しであれば、修正申告に対して過少申告加算税は賦課できないし、できない以上重加算税も賦課できない。そうすると、問題は「行政指導」と称していながら、途中で「調査」に変更できるか、である。信じて行動した納税者の地位が不安定化するから、すべきではないし、してはならない。ここがポイントであろう。（文責・岡田俊明理事）



（風凧の手賀沼・千葉）



ホームページ情報  
<http://touzeiken.net/>

- ・第20回通常総会
- ・『差押え』出版記念シンポジウム
- ・第49回公開講座案内

ご意見ご要望は  
[center@touzeiken.net](mailto:center@touzeiken.net)

更新  
9/6